

「広島」と「ヒロシマ」の間 —— 平和記念公園の史的 연구 ——

岸 佑

「この街では片カナでヒロシマと書く『ヒロシマ』が出来つつあるんで、復興ではないー」

大田洋子『夕風の街と人と』（1955年）

「もし仮にこれらの生が、或る一瞬の権力と交錯することなく、その力を喚起することもなかったとすれば、暴力や特異な不幸の中にいたこれらの生から、一体何が私たちに残されることになったろうか？」

ミシェル・フーコー「汚辱に塗れた人々の生」（1977年）

はじめに

本論文は、広島市の平和記念公園（以下、平和公園）、とくに終戦直後から50年代の広島の平和公園という空間について論じる。いうまでもなく、広島市は中国地方の中心的都市であり、人口100万人を超える政令指定都市である。広島市の平和公園は、市の中心部に広がる約3万7000坪の公園緑地で、対岸に望む原爆ドームとともに、平和都市ヒロシマを象徴するシンボリックな場所として世界的に知られている。平和公園が、かつて中島地区と呼ばれる繁華街だったことはよく知られた事実であり、繁華街だった中島地区と現在の静謐な平和公園という対比は、原子爆弾がもたらした都市の破壊と共に、原爆によって犠牲となった数多くの悲劇を浮かび上がらせるだろう。

この公園は、日本を代表する建築家の丹下健三が1949年に設計した。日本近代建築史の言説は、この公園計画および公園施設の設計を戦後日本建築の出発点としている⁽¹⁾。2005年には、公園施設が戦後の建築物として初めて、国の重要文化

財に指定され、また公園そのものも国指定の名勝となっている。公園の建築物および景観そのものが、文化的・歴史的価値を有していると判断されているのである。

広島市の平和公園が特別な理由は、その用地が市の中心部に存在する広大なオープンスペースであることに加え、日比谷公園のような、人々が集まる「広場」的性格を有していることである。かつては、8月6日の平和記念式典に加えて、さまざまな目的のもとで、デモや集会が行われていた。

だが現在、広島市は「公園の使用許可について（略）他の公園に比べ厳しい取扱い」をしている⁽²⁾。「平和記念公園再整備基本計画」（昭和63年度（1988年度）策定）は、①国際平和都市の原点となる「聖地」にふさわしい整備を行う ②平和文化都市の象徴である「観光地」としての機能の充実を図る ③市民に愛される「都市公園」としての機能の充実を図る、という三つの整備方針を掲げており、それに従い公園が管理されている。「平和都市」の中心的空間として平和公園を聖域化する構想は、1967年に広島市長に当選した山田節男が掲げたもので、とくに1980年代以降、公園の使用に関する規制が、徐々に厳しくなった。90年代にはいると、広島市は公園内の外灯を増やし、防犯カメラを導入するなど、法的な規制に加えて空間そのものの可視化・監視化が進んでいる。

1. 先行研究

平和公園については、井上章一、藤森照信や越沢明など建築史や都市計画史の観点からのアプローチ⁽³⁾、石丸紀興による復興期広島都市研究および平和都市建設記念法の制定過程をめぐる研究⁽⁴⁾、そして宇吹暁による平和記念式典の歴史の変遷を追った研究がある⁽⁵⁾。しかしながら、これらの研究はいずれも平和公園の空間そのものに焦点をあてた研究ではない。また、広島市の復興に対する市民の違和感をとりあげた比較的新しい研究に、桐谷多恵子の研究があるが、被爆者救援をめぐる社会運動史的な研究であり、ここでも平和公園そのものがとりあげられているわけではない⁽⁶⁾。

方法論として参照した先行研究に、皇居前広場の研究がある⁽⁷⁾。「皇居前広場」という特定の空間が政治的・思想的・社会的に機能する過程を、編年で描き出したこの研究は、「空間」を記号や（メタ）テキストとして読むにとどまらず、具体的な文書史料と付き合わせ、空間を歴史に生き返らせる作業を行った点で、本研究の重要な指標だった。

2. 本稿について

本論は、いくつかの前提に立って進められる。第一に、広島の戦後復興が「平和都市」というスローガンの下に進められたということ、第二に、そのような広島の復興に、市民が早い段階から違和感を覚えているということ、第三に、にもかかわらずそのような声は、「ピカドン」と「平和」の旗印の下で抑圧されざるを得なかったことである。

平和公園の歴史をたどることは、都市計画史や建築史、地方史や社会運動史のみならず、さまざまな分野を横断する学際的な研究になりうる。その意味において、平和公園は、さまざまな力学が交差する政治的な空間であり、ひとつの文化的なテキストとして分析することを要求する。その分析は、次のようなことを浮かび上がらせるだろう。すなわち平和都市ヒロシマを代表＝表象する空間である平和公園が戦前の遺産によって形成されたということ、そして、平和都市建設というスローガンが市民と行政との間に大きな溝を形成し、ある面では抑圧的な作用を果たしていたということ、である。

最後に本論文の構成をのべたい。第Ⅰ章は、戦前の広島および原爆による被害について最低限の範囲で基礎的な事実を確認する。第Ⅱ章は、復興院が指導した復興都市計画について説明する。第Ⅲ章では、復興都市計画に基づいて広島市が策定した、具体的な平和公園の計画および建設過程について論じる。第Ⅳ章では、丹下の公園プランについて説明する。第Ⅴ章では、復興期における広島市民の復興への反応を取り上げ、第Ⅵ章では、そこにイデオロギーの構造的なねじれがあることを指摘し、そのねじれこそが、広島の戦前と戦後をつなげるものであ

ることをみちびきだして論文をおえたい。

戦前と戦後が連続している、という主張にオリジナリティを誇るつもりはないが、戦後日本の象徴的存在である平和公園にさえ、連続性が認められるという主張は、感情的な反発を招くかもしれない。本論の意図するところはそれと異なり、広島を平和公園を、同時代の政治・社会・文化が生み出した歴史的な形象として捉える試みである。

1. 「広島」から「広島」へ

1945年8月6日、午前8時15分。アメリカ軍のB29爆撃機エノラ・ゲイが、リトル・ボーイと名づけられた原子爆弾を広島市へ投下した。広島に原爆が投下された公式の理由に軍事上の要所だったことがあげられる。当時の広島の人口は約30万人。広島は、日清・日露戦争以来、陸軍の駐屯地と海軍の軍港を擁する軍都であった。ただ軍隊がそこにいたという事実以上に、広島に住まう人々の生活そのものに軍隊の存在が大きな影響を与えていたという意味で、広島は軍都だった⁽⁸⁾。

しかし、原子爆弾の投下目標は、工業地帯でも中心部郊外の基地でもなく、住宅家屋が密集する地域のわずかに北に位置するT字形の相生橋^{あいわいばし}だった。不幸なことに、当日の朝に一度鳴った空襲警報は投下時間までに解除され、原子爆弾が投下されるまでに人々は、多少なりとも身を守ってくれたであろう防空壕へ避難する時間もなかった。パイロットはきのご雲を確認した後で中国大陸へと飛び去り、アメリカ軍は地上から広島の様子を、その後の数週間見ることはなかった。だが、その数週間（とくに投下後の3日間）が現在に至るまでの広島を決定付け、また戦後日本の反核運動と平和運動の基礎を作った。

爆弾による死者の数を、正確には特定できない。6万人から8万人が一瞬で命を奪われたとされ、1945年末までに重度の火傷、放射線などの負傷により、それ以上の人数が亡くなった。45年末までの死者の数は約14万人とされ、その後も多くの生存者が現在に至るまで後遺症に苦しみ、放射線に起因すると考えられるさまざまな疾病によって亡くなっている。加えて、生存者のみならず、その子ども

や孫たちまでもが社会的・精神的苦痛を受けることもあり、戦後60年を経た現在でも解決されざる社会問題の一つとして存在している。

広島市の大部分が破壊されたということ、人口の半数近くが亡くなったということ、そして、なにより原子爆弾の被害という事実が、広島市の再建を類のない挑戦とさせた。だが、カローラ・ハインが「もともと、記念碑的、包括的な計画は日本的な考え方ではなかった」と指摘するように⁽⁹⁾、広島市の復興都市計画は、他の戦災復興都市計画と同様、街路整備や区画整理など都市インフラの整備に開始した。すなわち、広島市の復興都市計画に、都市再編のガイドラインとしての象徴的意味づけや、復興都市に対する明確な理想的ビジョンが与えられることはなかったのである。

もちろん、軍隊なき後の広島はどのように発展するべきか、という問題について、中・長期的視点を広島市がもたなかったわけではない。復興都市計画とそれにとまなう土地区画整理事業により、建物の取り壊しや再建が行なわれる一方で、広島市は、観光都市として広島市を復興しようとしていた。そのことを端的に表すのが、1947年の第一回平和記念式典で広島市が発表した「原爆十景」である。これは、「原子爆弾による被害の特殊性、興味ある営造物を保存してその威力を後世に残し、あわせて観光客誘致の一助とする」⁽¹⁰⁾のを目的として広島市が選定したものだ。

重要なのは、終戦直後の復興都市計画と並行して、広島市が「原子爆弾による被害の特殊性」や「その威力」を「観光客誘致の一助とする」方針を明確にしていることである。現在の公園の整備方針のひとつが、すでにここに見えるだろう。だが、47年以降GHQによる原爆に関する記事の統制が強くなることで、原爆の被害を売りにする「観光都市」を主張することは困難となる⁽¹¹⁾。その代わりに登場したのが「平和都市」というスローガンだった。

II. 戦災復興計画

終戦後に戦災都市と指定され、復興計画が計画された都市は、全国115都市に

上る。全国の復興計画は、45年11月に設立された戦災復興院が基本方針を示している。同年12月30日に閣議決定された「戦災地復興計画基本方針」に基づき、1946年10月までに「戦災土地利用計画設定標準」、「緑地地域指定標準」、「緑地計画標準」、「緑地地域の取り扱いについて」、「復興土地区画整理設計標準」、「過小宅地並びに過小借地整理標準」、「街路計画標準」、「駅前場設計標準」以上の10項目の計画標準が通牒として各都道府県に通知された。

とくに広島市の復興都市計画を考える上で重要なのは、「緑地計画標準」と「街路計画標準」である。「緑地計画標準」は「市街地の10%を緑地とし、うち5%は近隣公園および児童公園とする」というもので、「街路計画標準」は、防災や美観に応じて幅40mから100mの街路を設計標準として明確に示していた⁽¹²⁾。「緑地計画標準」は、初期の段階から、平和公園建設のための都市計画策定上の重要なモチベーションであったし、「街路計画標準」がなければ広島に平和大通りが生まれることはなかっただろう。

1. 広島市の復興都市計画

広島市が実行しようとした復興計画の全体像を概観してみたい。終戦直後に就任した木原七郎市長は、1945年12月6日の施政方針演説で、復興事業は中央・地方官庁の規則的計画立案を待つべきだが、市独自の復興事業を計画しなければならないとして、「太田川の利用と水害防止のための太田川の改修」、「広島港の商業港としての活用と整備」、「生産都市・教育都市の建設」、「旧軍用地の払下げ・墓地の整理統合」、「財源の安定的確保のための生産都市・貿易都市の債権と被爆都市の特性にかんがみ、一般の戦災都市を超越した中央の財政援助の獲得」、の5つの施策を挙げている⁽¹³⁾。

今日の目から振り返ると、ここで挙げられた市独自の復興事業は、ほぼ実行に移され達成されたと考えてよいだろう。たとえば、太田川の河川改修（とくに下流について）は、河川沿いの住居や船着場などを取り除き、コンクリートによる水防工事を行うことで実現された。旧軍用地は図書館や市民球場などの文化施設

および集合住宅棟が建設されることで、有効的に土地利用が行われた。中央からの財政援助は、1949年に施行された「平和都市建設特別法」という形で獲得されている。しかし、広島市の復興計画はスムーズにはじまらない。木原市長は、GHQによる公職追放で市長職を辞さざるをえなくなり、助役であった浜口信三が1947年に市長に当選する。浜口は、「市政の民主化」、「市民生活の安定」、「復興都市計画事業」の三つを市政の骨組みとすることを決め、ようやく復興事業が本格化した。

国が決定した基本方針にしたがい、広島市は、復興局を立ち上げ復興計画を策定した。決定された復興都市計画とその事業は、次の5つである。事業内容からもわかるように、ここで決定されているのは基本的に土地の扱い方に限られており、区画整理された土地がどのように利用されるか、もしくは、その土地に何が建てられるのか、についての具体的な決定は、個人に任されていた。

件名	決定年月日	告示番号	計画・事業の内容
広島復興都市計画街路決定	1946年 10月4日	戦災復興院告示第198号	幅員100mの広場や幹線街路・補助幹線街路・広場の計画
広島復興都市計画土地区画整理決定	1946年 10月4日	戦災復興院告示第199号	土地区画整理を実施する区域とその面積・設計方針
広島復興都市計画公園決定	1946年 11月1日	戦災復興院告示第237号	大公園・小公園の計画
広島特別都市計画事業東部復興土地区画整理及び執行年度割決定	1946年 11月1日	戦災復興院告示第243号	東部復興土地区画整理事業（広島市長執行）の事業区域とその面積・事業の執行年度と各年度の事業執行割合
広島特別都市計画事業西部復興土地区画整理及び執行年度割決定	1946年 11月1日	戦災復興院告示第241号	東部復興土地区画整理事業（広島県知事執行）の事業区域とその面積・事業の執行年度と各年度の事業執行割合

2. 復興都市計画のその後

復興都市計画の結果、広島市は中心部に広大な公園緑地をもち、平和大通りや

相生通り、駅前通りなどの大通りが通る、中・四国の中心都市へと発展した。広島市のみならず、仙台市の^{こうとうだい}勾当台公園と^{じょうぜんじ}定禅寺通りや、名古屋市の^{わかみやおどおり}若宮大通公園など、1970年代以降のモータリゼーションにも耐えうる都市インフラが、戦災復興事業として計画され実施されたことは、日本の戦災復興都市計画の先見性を確認する上で重要であろう。

しかしながら、前述したように、街並みを視覚的に形成する住宅やオフィスなど建造物の再建は個人や企業に任され、実地に即しながら私有地を整理する土地区画整理事業や、道路建設など、都市インフラの整備に復興計画は終始した。その中で、例外的に、明確な理想的ヴィジョンによって象徴的意味が与えられた空間が、広島市の平和公園である。

Ⅲ. 公園建設の決定過程および建設過程

原爆のメモリアルとして、爆心地付近を何らかの形で保存するべきだという意見は、終戦直後から市民と行政の間で一致していた。食い違いがあったのは、どのような形で、どのように実現されるべきなのか、という点であった。

1. メモリアル建設への胎動

爆心地付近を記念公園にする構想としてもっとも早いのは、1945年9月2日の中国新聞に掲載された広島市の意見だが、その理由は、「科学日本の再建へ奮起する無言の啓示」と同時に「原子爆弾の害毒が相当期間残存することを考慮」した結果、生まれたものだった。そこからメモリアルとして積極的に景観保存する意志を読みとることは、難しい⁽¹⁴⁾。行政文書に残された最初期の提案は、46年2月25日の第一回復興審議会で、その席上で爆心地を公園・記念施設として計画する提案がなされている。同年6月の復興審議会では、戦災復興公園として計画することが策定された。この段階での平和公園は、中島公園と呼ばれ、緑地計画の中の大公園の一つとして位置づけられているが、公園の性格付けは曖昧なままである。

爆心地付近を公園にするという計画は、行政的観点と政治的思惑から広島市復興局によって計画されていたと思われる。すなわち、「公園緑地10%」という計画標準達成のキーポイントとして平和公園を建設すると同時に、太田川の被害を防ぐための河川改修も行なう、という行政的配慮と、国会に提出した特別法案の中心に平和公園を据え、広島市の復興財源を取得するという政治的な思惑である。

この特別法案を提出する段階で広島市は、原爆の悲劇を繰り返さないための平和都市を長崎市とともに建設し、平和公園をその中核を形成する用地として、明文化した。1946年以降はほぼ一年間、平和公園の公園計画は停滞する。その最も大きな理由は、財源不足だった。公園建設にとどまらず復興資金そのものが大きく不足していたのである。このため広島市は、復興計画全体の財源確保のために平和都市建設法の制定へ向けて動き始める⁽¹⁵⁾。47年12月には、計画上では中島公園とされていた公園緑地の名称が平和記念公園と変更されている。49年5月には、平和記念都市建設法が、戦後初の都市計画特別法として衆参両院を全員賛成で通過。広島市は公園建設のための財源を確保する。平和公園は、平和記念施設へと都市計画上の扱いが変更され、公園緑地ではなく公共施設の一部となる。

2. 慰霊か平和か

緑地公園として位置づけた広島市に対して、市民は慰霊の場を望んでいた。公園の性格付けについての議論は、民間の動きが先行する。復興都市計画と並行して、復興事業の土台となる都市の性格や人口、土地利用などの諸構想が個人や団体などさまざまな形で、提案・発表されていた⁽¹⁶⁾。広島市の中心部を廃墟のまま保存し郊外に復興させる案をはじめとして、終戦から復興事業が本格的に着手される1949年までに市民などから提起された戦災復興都市計画案は、30を超える。復興都市計画に対して、市民の関心がいかに高かったかが推し量れるだろう。広島平和公園を設計する丹下健三も、戦災復興院からの囑託という身分で終戦直後に広島入りし、復興都市計画案を提出している。

一方で、原爆投下後から4ヶ月間で戦前の人口の半分が死亡するという事実は、

市民に自発的な慰霊碑の建立を促した。被爆直後は、身元のはっきりしない死体があまりにも多く、火葬と埋葬が間に合わないために、遺骨を似島に一時移した後、中島地区へ再び集める手順をとった。それにともない、それまで町内会単位で建てられていた数多くの供養塔が、中島地区に建てられた供養塔へと集約されていく。1946年には、平和公園の北側に供養塔が建てられ、復興事業などでその後市中から見つかった遺骨はすべてこの供養塔に集められるようになる。その意味で、広島市中で亡くなった遺骨の多くが集められた中島地区は、平和公園建設以前から、原爆死没者を弔う慰霊の空間だった。

3. 平和記念公園建設の決定

広島市民のみならず、海外からも広島メモリアル建設に関して関心が寄せられていた。1947年7月29日には、UP東洋方面副社長のマイケル・ヴォーンによって記念公園・博物館構想による公園建設が提案され、48年1月29日には、ワシントンのレクリエーション・公園計画相談所のタム・デーリングによる平和記念碑・原子時代記念館構想が提案されている。

これらの提案を受けて広島市は、49年4月20日に平和公園の設計公募を開始、7月18日に募集を締め切った。平和記念都市建設法が1949年8月6日付で公布され、同日の平和記念式典において、広島市は東京大学助教授丹下健三グループ案が設計競技の結果、一等入選したことを発表した。50年4月、広島市は広島平和都市建設構想試案を発表し、平和都市建設の中心的課題として平和施設をあげている⁽¹⁷⁾。平和記念施設事業としての平和公園の建設は、52年3月31日付で開始された。51年7月には、CIAM（近代建築国際会議）第8回大会において、丹下健三が平和記念公園計画を紹介し、広島計画が世界的に知られることになる。

建築史家の藤森照信は、丹下健三が公園の性格づけについて、「平和」か「慰霊」かで悩み、最終的に「平和」を選んだと指摘し、その理由を「慰霊を前面に出すと、慰霊を必要とするような不幸を生み出した原因を問うことにつながる」と書いている⁽¹⁸⁾。丹下健三の平和公園案は、平和を前面に打ち出すプランをと

りながら、原爆がもたらした破壊の威力を、原爆ドームによって象徴的に示したことで、平和と慰霊の絶妙なバランスをとった⁽¹⁹⁾。市民と行政の、そして平和と慰霊の溝を、いわば弁証法的に解決してみせたといつてよいだろう。さらに、平和公園に「広場」的な機能を付与させ、平和公園を広島市の中核とした、丹下健三の公園計画案は、彼が設計した平和記念資料館および国際会議場とともに、非常に優れたものといえる⁽²⁰⁾。

4. 公園建設の難航

しかし、平和公園の建設はさまざまな困難をともなった。当初は平和記念都市建設事業費として、五カ年計画で151億円、後年度継続予算として124億円が見積もられていたが、ドッジプランの実施と朝鮮戦争による物価高騰により大幅縮小された。51年2月に建設が開始された原爆資料館（現在の本館）は、55年8月に竣工したが、工事はたびたび中断した。工事中の建物から向こうが透けて見えるために、市民からは「鳥かご」と揶揄されたといわれる⁽²¹⁾。原爆資料館に隣接する平和記念館は、52年3月に工事が開始したが、竣工は55年5月だった。こちらもたびたび工事が中断し、構造や足場がむき出しになった建設中の姿を曝した。53年11月に工事が開始した公会堂は国庫補助がつかず、地元財界からの寄付によって建設され、55年3月に竣工した。その過程で、設計者が地元建築家へ変更され、さらにホテル機能が付け加えられた⁽²²⁾。

公園のメモリアル（一般的には慰霊碑、正式名称は広島平和記念碑）の建設も、複雑な駆け引きがあった。最初、丹下健三は彫刻家イサム・ノグチにデザインを依頼したが、平和記念都市建設委員会からクレームがつき⁽²³⁾、最終的にイサム案は反故となったため、丹下が家型埴輪からインスピレーションをえたメモリアルを設計した。計画当初は、メモリアルの下に被爆者の遺骨を納める予定だったが、遺骨の埋葬は公園法の墓地に該当するために認められない、と建設省からクレームがつき、この案も断念せざるを得なくなった。苦肉の策として広島市は、原爆死没者の名簿をメモリアルに納めるという提案をし、これが現在までつづい

ている⁽²⁴⁾。

紆余曲折はあったものの、1955年8月6日の被爆10周年までに、平和記念施設はすべて竣工した。竣工した平和公園をみて、丹下健三は次のように書いている。

終戦まもなく、この広島市の再建のための都市計画に参加し、また1949年いらい、この平和公園と平和会館の計画とその建設の指導に参画していらい、今日まで、私は、いろいろの経験をしてきた。その歩みは、この戦後10年、日本が歩んだと同じ曲折にみちていた。政治的な転回、経済的な変動、すべての曲折が、この建設の過程に反映されてくるのであった。ある時は建設を前進させ、ある時は停滞させ、またこの軸をまげようとする力があるいは隠密に、あるいは暴力のようにおそいかかってくるのであった。思案し、熟考し、感激し、ある時は憤怒し、そうして闘ってきた緊張は、そのあいだ、一時も私の胸から去ることはなかった。しかしこの日、私の胸はふくらみ、はじけて、解き放たれてゆく思いであった。これらの一連の作品は、もう、私のもものではなくなった。それはこれら五万人の人たちに、すべての人たちの手に、しっかりと引きわたされたのである⁽²⁵⁾。

とはいえ、55年当時の平和公園内にはいまだ人家が建ち並び、立ち退きと換地作業が行われていた。その意味で、平和公園はいまだ建設途上だったといえる。公園内から人家がなくなるのは、平和記念式典の様子がはじめて広島県内にテレビ中継された1959年である。

IV. 平面構成と平和の軸線

東西に配置された平和公園の公園施設三棟が三角形の底辺を形成し、それと直交するように「平和の軸線」が、原爆の破壊力を視覚的に伝える原爆ドームへと伸びる。平和大通りから公園へ入り、家型のハニワをかたどったといわれる広島平和記念碑へと歩みを進める道は、ゆるやかなスロープを形成している。遠くに

見えていた原爆ドームの鉄骨製ドーム型天井は、やがて慰霊碑へ隠れ、慰霊碑の前に立つときには、慰霊碑の中空に浮かび上がるようになっている。

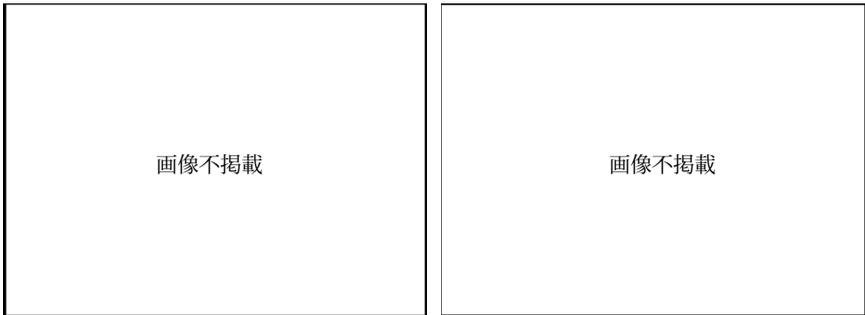
1. 大東亜建設忠霊神域計画

多くの建築史家によってすでに指摘されているが、訪問者の視線を自ずと象徴的存在へ向かわせ、静謐な祈りの気持ちを抱かせるモニュメンタルな空間構成は、1942年に日本建築学会が主催した「大東亜記念営造計画」（以下、大東亜コンペ）で丹下が提出した競技設計案と酷似している⁽²⁶⁾。この大東亜コンペで一等に選ばれた丹下の設計案は「大東亜道路を主軸としたる記念営造計画 主として大東亜建設忠霊神域計画」（以下、丹下コンペ案）と題されている。この計画のフィジカルプランの詳細な分析は藤森照信が行っており、本論もその分析に従うが、広島の平和公園と関連性がある点について、ここで言及したい⁽²⁷⁾。平和公園と丹下コンペ案の比較に入る前に、丹下コンペ案の全体像を簡単に確認しよう。

丹下コンペ案冒頭の内容説明では、東京と富士の間に「大東亜政治の中枢となるべき」⁽²⁸⁾ 首都機能を建設するという構想からはじまり、東京と富士を道路および鉄道で結ぶ壮大な提案がなされている。配置計画図をみると、道路と鉄道が皇居の周辺から南西に向かって走り始め、大磯のあたりでカーブし、そのまま一直線に富士へと向っている。丹下以外の参加者があらかじめエリアを区切り、その中でいかに記念碑性の高い建築物を設計するかという点から計画案を提出しているのに比べて、丹下案は区切られたエリアそのものの記念碑性を高めるために、建築物を周囲に配置するという手法をとっている。建物に記念碑性を付与させるのではなく、建てられる土地そのものに記念碑性を付与させるという逆転した発想の段階から、丹下案はひときわ際立っているといえるだろう。

記念碑性を付与させる土地を設計した神域計画では、富士へ向う大東亜道路を挟んで、軸対称に二つの敷地が台形同士で向き合っている。富士山が描かれた俯瞰図で目立つ、屋根の大きな建築物の用途は、護国神社の本殿と推測され⁽²⁹⁾、本殿の向かいには「国民広場」と名づけられたオープンスペースがある。つまり、

富士へと向う軸線のアプローチと直交するように、国民広場と本殿が配置され、その周囲を回廊が取り囲むことで、大きな敷地が形成されているが、記念碑性を示すようなモニュメントはない。それに近いものをあげるならば、伊勢神宮の外宮を模したと思われる本殿で⁽³⁰⁾、丹下自身は埴輪のイメージだと回想している⁽³¹⁾。だが「本殿」という名称からも明らかなように、それはモニュメントではなく、祈りをささげる対象は区域の外または奥にある。ここでも、重要なのは、建築物というより、富士へと向かう軸線のアプローチと、それに直交するよう配置された、二つの台形の敷地によって生み出される、モニュメンタルな構成なのである。



「大東亜建設記念営造計画当選図案」配置計画図および俯瞰図
 (出典 = 『建築雑誌』第56巻693号 (1942年12月20日)、963頁)

2. 戦前と戦後をつなぐ

平和公園と丹下コンペ案が共通するのは、都市計画的な視点、建築物の配置、そしてモニュメントのデザインソースである。広島平和公園は、公園敷地である三角州の外にある原爆ドームを強調するように設計されているが、丹下コンペ案でも、設定した敷地の外にある富士を強調するように、全体が設計されている。また、あるシンボルへ向かうアプローチと直交するように、建築物を対称配置するプラン構成も共通している。つまり、この二つの設計は発想もアプローチもほとんど同じだといってよい。広島平和記念碑を、丹下は「ここに安らかに眠

る人々の霊を、雨霜から守りたいという気持ち」から「ハニワのかたちをと」ったと説明しているし⁽³²⁾、丹下コンペ案での本殿も、埴輪のイメージだと回想している。

この点で、丹下に対する評価が二分する。すなわち敗戦を挟んで前後する二つのコンペが、一方は侵略主義的、もう一方は平和主義的な、正反対の性格をもつにもかかわらず、提出された二つの設計案には共通している要素が多いという理由で、丹下を転向者や戦犯だと非難する評価と、丹下のデザインに対する戦中戦後を通して変わらない姿勢を読みとる評価にわかれるのである。建築家個人の思想と、形象化した作品がもつ政治性、さらにここでは、芸術の政治化もしくは政治の芸術化という、モダニズム特有の困難な問題が横たわっている。

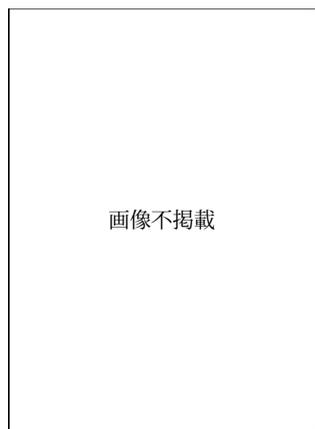
しかしながら、大東亜コンペそのものが持つ帝国主義的性格や、丹下コンペ案の説明に見られる国粹的な語彙はともかくも、二つの設計の方法論が共通しているからといって、40年代末においては数ある廃墟のひとつだった原爆ドームを、シンボリックな建造物として扱った丹下の発想の鋭さを否定することはできないだろう。なぜならば、広島の「復興」によって、市内から原爆の悲劇を伝えるものが次々と消えていく中で、原爆ドームだけは——保存に対して議論はあったものの——永久保存されることになったからである。

3. 平和の軸線の歴史性

1955年8月に出版された雑誌の表紙には、メモリアルと碑文の間に電信柱と民家が写っている。同アングルから撮影した現在の記念碑と比較すると、見る者のイデオロギッシュな視線がいやおう無しに意識されるだろう。すなわち、我々は原爆ドームを見ようとしているのであり、それゆえに目の前の民家や電信柱は、我々の視界を邪魔する不必要なノイズなのである。実際、1955年の平和記念式典の様子を写した写真には、民家を隠すように横断幕が、慰霊碑の後ろにあり、また、メモリアルの周辺を取り囲むように集う市民の姿が写され、メモリアルのもつ強力な直線性が、まだ意識されていないことがよくわかる。「平和の軸線」の

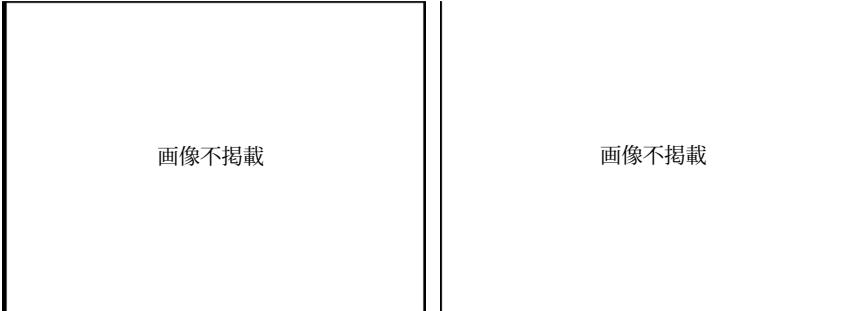
直線性が意識されるようになるのは、メモリアル周辺に人が立ち入り出来なくなった1956年以降だと思われる。1956年にメモリアルを取り囲むように平和の池が建設され、1964年には、平和の池がさらに拡張されて平和の灯が建設された。メモリアル周辺に原爆ドームへと向かう長方形の池が形成されていくことで、メモリアルから原爆ドームへ向かう平和の軸線の直線性が、はじめて獲得されたと考えられるのである。

64年には平和記念式典の様子が全国にテレビ中継されるようになり、現在まで続く平和記念式典の様子が完成する。55年の第五福竜丸事件を契機として日本中で行われた平和運動と反核運動の協働性が、冷戦構造の中で政治化して崩壊分裂し、平和運動が被爆者救援に向かうのも60年代初頭である。50年代には、核実験が報道されるたびに政治集会が開かれていた平和公園も、65年の第五回原水爆禁止世界大会以降、政治的な目的での集会使用自粛が各運動団体に通知された。これ以降、核実験に対する抗議は、個人的な無言の座り込みが主流となる。67年には公園聖域化を提唱した山田節男が市長に当選し、これ以降、平和公園は「聖域」として、一般的な公園とは異なった形で機能していく。



左 1955年の記念碑
(出典=彰国社刊『建築文化』1955年8月号)

右 現在の平和記念碑



1955年の平和式典の様子
(提供 = 中国新聞社)

1968年の平和式典の様子
(所蔵 = 広島市公文書館)

V. 「復興」と被爆者

広島市は、復興都市計画に従って公共施設建設に伴う土地区画整理を行った。土地の譲渡とともに土地権利者からの買収などによって用地取得が行われたが、その際に最もよく行われた手法が換地である。換地は、行政が当該用地取得のために地価や周辺環境などを考慮して、同等の代替地を用意する都市計画手法のことである。同等の代替地が用意できない場合、その差異は金銭によって補われた。一般的に換地は住居単位で行われるが、実施の詳細が明らかではないものの、広島では一坪単位でも換地が行われたようである⁽³³⁾。区画整理および土地買収は「疎開措置のために焼失を免れた土地台帳や登記簿などを用いて正確を期した」が、にもかかわらず、「何の権利もなく公共施設予定地等に建てられた建物が多数存在し」、「関係権利者の中には（略）建物の移転・除却に応じず、引き続き使用収益する人もあった」と広島市は報告している⁽³⁴⁾。これらの建物は、最終的に不法建築であるとして広島市が立ち退き要求および強制執行を行い、排除された。

1. 復興という抑圧

復興都市計画がかなり強引に推し進められたことは、当時広島市職員として復

興都市計画に関わっていた藤井昭之助の文章から読みとることができる。

今では復興事業の結果、当然にできたように思われるが、公園、幹線道路等、特に中島町の平和公園や百米道路の用地には全て大小多くの地権者がいたわけで、これらの土地の位置、地積、利用状況、環境等が照応する場所を考え所定の減歩をしたうえ本人の意志を聞く事なく換地を定めていく難しさ、結果に対して権利者からの不服の申し立てに理解を得るための説明や、止む無く変更を余儀なく行う等、それはとても大変な作業であった。今日では、このような膨大な土地の交換分合は恐ろしくてとてもできないであろうと思う⁽³⁵⁾。

このようにして建設された戦後の広島には、被爆者たちが違和感を表明している。たとえば『はだしのゲン』の作者である中沢啓治は、次のように広島市に怒りをぶつけている。

平和都市建設の都市計画で我が家が邪魔だから立ち退けと、市役所から命令された。(略) 私たちは、原爆で素っ裸にされ、焼け跡をジブシーのようにさまよい、やっと安住の地を見つけ、必死で建てたバラックさえ奪われる口惜しさに怒りで震えた。被爆してさんざん苦しんでいる市民を、「平和」という聞こえのいい言葉で痛めつける、旧態依然のお上の所業に、「何が平和都市建設だ！バカにするなっ！」と私は思った⁽³⁶⁾。

中沢のような不満は、道路が整備されビルが建つ一方で、当時の広島市が被爆者への生活支援や医療的援助を重視しなかったことへの裏返しでもあった。自らも被爆者として「原爆一号」と呼ばれ、早い段階から独自に被爆者援助活動を行っていた吉川清も、次のように書いている。

平和が来て六年もたつというのに、被爆者は病苦と貧困にさいなまれ、立ち直ることもできずに、瓦礫と雑草の中に取り残されていた。1949年に〈広島平和都市建設法〉が成立して、復興が軌道にのりはじめていた。市の中心部には、ビルも建ちはじめ、夜の目にも明るく電灯がともし、ネオンサインもまたたきはじめていた。それにひきくらべ、被爆者の生活は、復興から完全に取り残されていた。私は、市役所に浜井市長を訪ねた。市として、原爆被害者に何らかの救援対策を考えているかをたしかめるためであった。市長の答は、ようやく復興の途についたばかりであって、被爆者の救済にまでは、財政上も手がまわりかねるということであった。(略)〈広島平和都市建設法〉によって、公園ができ、広い道路がつき、ビルは建った。これが復興だった。人間は置き去りにされていた。病苦と貧困に追いつちをかけるように、住む家はボロボロのままに放置されていた⁽³⁷⁾。

これは都市の復興そのものへの違和感であるといえるだろう。そして、このような違和感は、平和公園が建設された中島地区の住民にも共有されていた。

2. 公園建設と中島地区住民の反対

中島地区は、爆心地から半径約500メートル以内に位置し、建物の損壊率および死亡率はほぼ100パーセント。被爆後も二週間程度は残留放射能が残り、人体へ影響を与えていた。だが、1946年8月時点で爆心地から半径1キロ以内に、すでに約2700戸が建っており⁽³⁸⁾、半径500メートル以内にも約400戸が存在していた⁽³⁹⁾。当然ながら、中島地区にも人々の生活が営まれていた。『広島新史』は、つぎのように書いている。

中島公園計画に際して当初から反対意見が強く出された。中島地区は、城下町時代からの繁華街の中心で(略)原爆による壊滅的な被害にあっても、所有権そのものまで抹殺されたわけではなく、反対が起こるのは当然であった。

確かに、土地区画整理に伴って、通常地主はしかるべき換地を与えられるが、いわゆる飛換地となり、従来築いてきた商業環境や生活形態は大幅に変更することを余儀なくされる。このように反対理由として、歴史的に由緒ある繁華街が消滅させられるというものと、この中島公園によって商店街が東西に分断されるというものが挙げられた⁽⁴⁰⁾。

中島地区は、広島駅、横川、己斐の三つの商業地区によって形成される三角形の底辺にあたり、広島駅と己斐をつなぐ繁華街であった。それは戦前の地価分布にも顕著に現れており、広島市でもっとも高い地価が広島駅から己斐までベルト状につづいていた⁽⁴¹⁾。したがって、ここを完全に公園緑地へと換える復興計画に反対の声があがるのは、当然のことだった。

中島地区公園化の構想発表直後である46年9月8日には、中島本町、小網町、天満復興会などが、中島地区の公園化に反対を表明している⁽⁴²⁾。51年12月9日には、平和公園建設予定地の320戸に対し立退き戒告を広島市が行ったことが報じられており⁽⁴³⁾、52年3月には、浜井信三市長が平和公園建設予定地の立ち退き反対について、「陳情は認められない」と強硬な姿勢を示した⁽⁴⁴⁾。

市民からの声にとどまらず、平和公園建設に対する疑義は広島市議会でも質問されている。広島市議会の速記録によれば、昭和27年8月2日に大横田義雄広島市議が、次のような批判を述べた。

原爆遺族、原爆犠牲者はいかに取り扱われたか。市長がこれに報いたものは権力の強行による圧迫以外にはなかったのであります。(拍手)

道路のぼう大な拡張と新設、七派川の堤防用地、河川改修用地、緑地帯、公園の新設による住宅土地の収奪であり、強制立退き移転による生業の簞奪であります。市長にはこれら犠牲者の生活苦の呻きが聞えぬのでありましょうか⁽⁴⁵⁾。

ここでも浮かび上がるのは、平和公園は爆心地であるからメモリアルとして残したい、という市民の願いと被爆都市ヒロシマを訴える絶好のロケーションとする広島市の復興都市計画の裏側で、困窮にあえぐ人びとの存在である。

注目すべきことは、この場所が被爆から戦後のある時まで住まいの場所として復活し、公園建設といわばせめぎ合うように存続したことである。換地が与えられても移転できない人や、あるいは何ら権利がなく住まうところを求める人が中島地区に住み続けていて、公園建設が進む中で次第に移転を迫られ居住地が縮小していく過程があった⁽⁴⁶⁾。

このように石丸紀興が述べるように、社会的弱者に対する抑圧作用が、平和都市建設には存在していた。換地による移転作業は自力移転が基本であり、たとえ換地が発表されたとしても、身寄りのない者、女性、老人などには大きな負担だったことが推測できる。また、当時の広島市内の住宅不足は顕著で、仮換地として指定された土地にすでに住居が建設され使用されているケースもあり、また、20坪未満の宅地は換地が行われず、金銭による交付が行われた⁽⁴⁷⁾。

3. 流転・移入する中島地区

終戦直後から、旧植民地の人々や疎開先から戻ってくるもの、旧軍人や軍属、旧植民地から引き揚げなど広島への人口流入は著しく、その一方で、被爆者のなかには親戚など頼って市外へと出て行く者も多かったといわれる。

市そのものは、外見的にはある程度復興しているが、市民の生活は復興してはいないと言える。(略) 町の家々に住んでいる人々も、戦災後新たに広島に移って来たものが全体の三分の二という多数を占め、当時市中で惨禍にあいながら、辛うじて生き残った人々の多くは、(略) ちりぢりになってしまって、懐かしい元の古巣に帰って来ることのできた者は、現在の広島の人

口29万余の僅か三分の一にすぎない⁽⁴⁸⁾。

中島地区に復興会を形成するほどの人数が居住し、平和公園建設に反対を表明していたとしても、そのうちどれだけが被爆者だったのかは不明なままである。いずれにしても、さまざまな理由から中島地区には、動きたくても動けない人々が存在していたことは疑い得ないだろう。

このような人々は、中島地区や太田川や元安川の河川沿いに住んでいたが、やがて、「原爆スラム」、「広島の恥部」などと呼ばれた基町地区（現在の中央公園）へと追われていった。公園建設が本格化した1952年には、約70戸が基町地区に流入し、住民とトラブルを起している⁽⁴⁹⁾。

VI. 「平和」が生活を奪う

前章で見てきたような、広島市民の復興に対する違和感は、『原爆の子』の編者である長田新が書いた次の文章に集約されているだろう。

人々は「平和都市」ではなくて原爆犠牲者を踏みにじって出来た「観光都市ヒロシマ」の復興ぶりの不均衡を見逃してはなるまい。(略)都市計画の土運びやどぶさらいに、蟻のように群がり働く日雇い労働者の約半数が女であり、しかもその多くが原爆による未亡人やケロイドをもつ若い娘たちであるということ、そうして都市計画が進み道路が拡げられるにつれて、彼等自身の家が追い立てられ奪われてゆくという矛盾した現実を人々は見逃してはなるまい⁽⁵⁰⁾。

ここに現れているのは、「平和都市」を建設するため、広島市が人間の住む場所を強制的に奪うという構造的なねじれである。このねじれが、「復興」に対する違和感として浮かび上がっている。

そこに住む人間の生を強制的に奪う点で、平和都市建設には暴力的な一面が

あったといえるだろう。その意味で、この構造的なねじれは、とくに被爆者にとって、「ゾーエー」（すべての生命にとって共通の、ただ生きているという事実）と「ビオス」（しかじかの固体と集団に固有の生の形式、生き方）の差異を端的に示している。ジョルジョ・アガンベンは、ナチスの強制収容所におけるユダヤ人の生を、権力に「ビオス」を奪われた「ゾーエー」であると指摘した⁽⁵¹⁾。アガンベンにとってナチスの強制収容所は、権力が「ビオス」を剥奪する状態の極限、自分が人間であることを忘れるような「例外状態」だったというわけである⁽⁵²⁾。

被爆者に対する医療的援助の法整備は、1957年の「原爆医療法」が最初である。さまざまな政治的問題を含みつつも、復興に比べて著しく遅れたとって過言ではない。加えて、被爆者に対する医療制度の法的な問題は、いまだに議論されている問題でもある。その一方で、旧陸軍関係者や地元青年団などが、地方自治体および国に先駆けて、被爆者に対する物質的・医療的援助を行っていたことが明らかになっている⁽⁵³⁾。このような援助は、基本的な人権を補償するという意味で「ビオス」の政治にはかならない。だが、中島地区に住むような人々が直面していた「ゾーエー」の政治の問題が取り残されている。例えば、大田洋子の『夕風の街と人と』（1955年）の中に、次のような文章がある。

お前らは無断建築したんだから、どこへでもゆけという。ここは公園にするからどいてくれ、百メートル道路にするからどいてくれと云って追いはらったんですからね⁽⁵⁴⁾。

家のなくなったもんが、焼けブリキの小屋を建てて、何千と住んでおったんですよ。そうしたら、平和公園にするからどっかへ行ってくれということどねえ。どこかへゆけと云うても、行くところはないから、じっと坐っておったら、片っぱしから小屋をめぎ [=壊し] に来ましたで。へえ？平和公園じゃと。へえ、この街には人間は要らんのでしょうて⁽⁵⁵⁾（[]内は引用者補）。

ここで描かれているのは、仮換地先へ自力移転さえ出来ない人や、換地が行われずに金銭だけを与えられ住宅の撤去を求められる人、もしくは、何らの権利ももたないものの生きるために住まいを建設した人など、「剥き出しの生」を生きる人々への抑圧である。彼等の置かれた状況が、法的に解決または無効化されればされるほど、ただ「生きる」ことに対する政治権力の抑圧は大きくなる。

ある意味で平和公園は、都市の復興を示す代表的存在であると同時に、被爆者や貧しいものたちが、当時置かれていた／やがて置かれる状況を予見していたといえるだろう。繁華街であった場所が原爆によって瓦礫になり、「平和都市建設」という名の下でそこに住みはじめていた人々が追われ、緑地化された公園に生まれ変わったことは、広島近代がもたらした、紛れもないひとつの結果だったのである。

おわりに

本論では、終戦直後から1950年代にいたるまでの広島の平和公園の史的過程をみてきた。都市計画的な観点から見たとき、公園建設によって旧市街地が空洞化し、商工業地区が周辺化したことによって、都市機能の多核化が進んだことが指摘できるだろう。都市機能の一極集中化が回避されたことで、広島は戦前の発展とは構造的に異なる復興を果たした。都市機能の分散化は、広島市が中・四国の中枢都市として発展するのに有利に働いたといえる。

しかし、桐谷多恵子も指摘し、また本論でも見てきたように、被爆者が望んだ復興と広島市が行った復興の間には、明白な差異があった。多くの市民とくに被爆者たちは、道路の建設や町並みの復興よりも、住宅や医療的補助・食料的支援を求めていたのである。公園建設に対する中島地区の反対は、それを我々に示してくれるだろう。

広島市の平和記念公園が、戦後日本を象徴する空間であることに、疑いの余地はない。だが同時に、公園の建設は「広島」と「ヒロシマ」をつなぐ、見えざる連続性をも示している。たとえば、膨大な面積の換地を行い公園化する都市計画

手法は、対象となる住民に有無をいわせない強大な権力の行使を必要とする点で、植民地主義的である。また、政治的スローガンの下で官民の一体化を促し、特定の政治的理念を追求する点には、第二次大戦時の総力戦体制の影をみることができらるだろう。

なにより、その連続性は、公園そのものの平面構成にもっとも端的に現れている。平和公園の公園計画と戦時中の丹下コンペ案は、敷地外にあるシンボルへのアプローチと直交するように建物が配置されている点にとどまらず、都市計画的な視点が考慮されているという点で、共通しているからである。それぞれの計画がもつ政治的なイデオロギーの問題もさることながら、丹下自身の中で、二つの計画は建築と美学という審級で間違いなく連続している。いずれにしても、神話化された平和公園の姿の背後には、1940年代および50年代の政治や社会、文化を反映した公園の姿があるのである。

最後に、もう一度繰り返すが本稿は、公園建設過程で土地を奪われた人々の存在を通して、世界平和および核兵器廃絶運動の聖地としての平和記念公園が創られたものだ、という修正主義的な主張をしたいわけではない。そうではなくて、彼らの存在は、いみじくも次の事柄をわたしたちに気づかせてくれ、そして問い掛けているのである。

「復興」とは「復旧」と異なり、壊れた状態を元に戻すのではなく、新しく「興」し、より栄えるようにすることを指す。冒頭で引用した大田洋子の文章は、ある意味で語義を誤って理解しているといえるだろう。復興した「広島」は、カタカナで書かれる「ヒロシマ」として世界的な知名度を獲得し繁栄したのだから、それは間違いなく「復興」だったのである。にもかかわらず、むしろそうであればこそ、「復興」の陰にいた人たちを、歴史に埋没させてはならない。さまざまな学術が交差し響き合う場そのものを論じることが、これからの歴史学にとって重要になるはずだからである。そして同時に、その場を形成する「意味作用」の場（の政治学）とプロセスそのものを反省的かつ自覚的に問いなおしてみせることが不可欠であり、それは重要かつ急務な歴史学の課題である、と考える。平和

公園の歴史的研究はいみじくもわたしたちにそのことを教えてくれているのである。

註

- (1) たとえば、布野修司『丹下健三と戦後建築』『布野修司建築論集 第三巻』（彰国社、1998年）、鈴木博之「聖地創造」『日本の〈地霊〉』（講談社現代新書、1999年）など。設計者である丹下健三についての最もまとまった研究としては、丹下健三・藤森照信『丹下健三』（新建築社、2003年）がある。
- (2) 広島市『平和記念施設保存・整備方針（平成18年（2006年）3月策定）』、13頁。この資料は広島市のHPよりダウンロード可能。URLは次の通り。<http://www.city.hiroshima.jp/www/contents/1144650095908/>
- (3) たとえば井上章一『アート・キッチュ・ジャパネスク』（青土社、1987年のちに朝日新書、1995年）、八束はじめ『思想としての日本近代建築』（岩波書店、2005年）、越沢明『復興計画』（中公新書、2005年）を参照。
- (4) 石丸紀興「広島平和記念都市建設法」の法案とその形成過程に関する考察『吉備地方史研究』（1987年）、「『広島平和記念都市法』の制定過程とその特質』『広島市公文書館紀要』（1988年）、「広島平和記念都市建設法の成立過程とそれに関わる新聞報道内容についての考察』『広島市公文書館紀要』（1999年）を参照。
- (5) 宇吹暁『平和記念式典の歩み』（財団法人広島平和文化センター、1992年）。
- (6) 桐谷多恵子「戦後広島市の「復興」と被爆者の視点」『法政大学国際文化学部 異文化7』（2006年）および「戦後広島“復興”における青年運動に関する覚え書き」『法政大学大学院紀要』（第59号、2007年）を参照。
- (7) 原武史『皇居前広場』（光文社新書、2003年。のちに『増補 皇居前広場』（ちくま学芸文庫、2007年）。
- (8) 軍都については、本康宏史『軍都の慰霊空間』（吉川弘文館、2002年）における「第一義的には軍事的要請により政策的に成立」し「各地域個別の事情もおりこみながら、設置（誘致）→建設→展開（移転・統廃合）の過程をたどった」（24頁）という定義にしたがった。
- (9) カローラ・ハイン「広島」、96頁（ジョアン・オクマン（編）『グラウンド・ゼロから一災害都市再創造のケーススタディ』（鹿島出版会、2008年）所収）。
- (10) 中国新聞1947年8月11日。
- (11) モニカ・ブラウ『検閲1945-1949 禁じられた原爆報道』（時事通信社、1988年）。
- (12) 越沢明（2005）、163-168頁。
- (13) 戦災復興事業誌編集研究会『戦災復興誌』（広島市、1995年）、14頁。
- (14) 中国新聞、昭和20年9月2日。

- (15) 平和記念都市建設法に関しては、寺光忠『ヒロシマ平和都市法 ― 広島平和記念都市建設法註解一』（中国新聞社、1949年）および石丸紀興の研究を参照のこと。
- (16) 戦災復興事業誌編集研究会（1995）および広島都市生活研究会編『広島被爆40周年 都市の復興』（広島市企画調整局文化担当、1985年）44頁。
- (17) 平和公園のコンペに関しては丹下・藤森（2003）を参照。
- (18) 丹下・藤森（2003）138頁。
- (19) 原爆ドームを象徴的なシンボルとして扱う一方で、公園内の名称に慰霊という文字は一回も使われていない。
- (20) 現在立ち入りが禁止されている平和公園の芝生は、初期の段階で「国民広場」と名づけられていた。皇居前広場も終戦後の一時期「国民広場」と呼ばれている。ともに、儀礼的、また、「広場」的な空間でありながら、シンボルがそこにはないという点で神祕的な空間構成である。その意味では平和公園と皇居前広場は共通しているといえるだろう。
- (21) 中国新聞社『炎の日から20年』（未来社、1968年）263頁。映画『原爆の子』（1952年製作）の中に、建設途中の広島平和記念資料館が登場する。被爆した夫が危篤であることを子供が母親に知らせる場面で登場するが、母親が働いている場所が平和記念資料館の建設現場という設定になっている。
- (22) 映画『24時間の情事』で、主演のエマニュエル・リヴァが滞在しているホテルが、広島市公会堂である。広島市公会堂は、89年に改装される際、広島国際会議場として建設しなおされた。設計は丹下健三が行い、これにより、平和記念施設は当初の計画案に近い状態になった。
- (23) イサム案が反故となった理由は、イサムが日系アメリカ人であるから、といわれている。つまり、原爆を投下したアメリカ人の手によって「慰霊」碑が建設されては死者が浮かばれない、というのがクレームの内実だった。それに対してイサムは「平和」を折ってメモリアルの設計を行ったのだが、ここでも慰霊か平和か、という問題設定が反復されていることがわかる。
- (24) 公園内に遺骨が納められている例外的な場所がある。それは原爆死没者供養塔で、引き取り手がいない遺骨を納めた、土まんじゅう型の供養塔である。設計は銀座白木屋の設計で知られる石本喜久治。
- (25) 丹下健三「五万人の広場」『人間と建築』（彰国社、1970年）254-255頁
- (26) たとえば飯島洋一『王の身体都市』（青土社、1996年）などを参照。
- (27) 丹下・藤森（2003）。
- (28) 『建築雑誌』（1942年12月号）963頁。
- (29) 「会場を一巡して」『建築雑誌』（1943年1月号）47頁。
- (30) 丹下・藤森（2003）89頁。
- (31) 「国際性・風土性・国民性・現代建築の造形をめぐって」（『国際建築』、1953年3月号）4頁。

- (32) 丹下健三「広島計画」(『新建築』、1954年1月号) 14頁。
- (33) 戦災復興事業誌編集研究会(1995) 199-201頁。
- (34) 戦災復興事業誌編集研究会(1995) 122-125頁。
- (35) 中国地方整備局企画部『ゼロからの復興：平和都市ヒロシマのまちづくりについて～銀山匡助氏講演関係資料集～』2003年、24頁。
- (36) 中沢啓治『「ヒロシマ」の空白 中沢家始末記』(日本図書センター、1987年) 147-148頁
- (37) 吉川清『「原爆一号」と呼ばれて』(筑摩書房、1981年) 72頁。
- (38) 広島市編『広島新史 市民生活編』(広島市役所、1983年) 56頁。
- (39) 広島都市生活研究会編(1985) 43頁。
- (40) 広島市編『広島新史 都市文化編』(広島市役所、1983年) 39頁。
- (41) 広島市編『広島新史 地理編』(広島市役所、1983年) 128頁。
- (42) 中国新聞1946年9月8日。
- (43) 中国新聞1951年12月10日。
- (44) 中国新聞1952年3月29日。
- (45) 広島市議会『広島市議会史 議事資料編Ⅱ』1988年、433頁。
- (46) 石丸紀典「広島の戦災復興における達成」(『都市問題』、2005年8月号) 76-77頁。
- (47) 『戦災復興事業誌』の「第6章 換地」を参照。
- (48) 長田新編「序」『原爆の子』(岩波文庫、1951年) 8頁。
- (49) 広島市編『広島新史 都市文化編』(広島市、1983年) 124頁。
- (50) 長田新「原爆をつくる人こわす人」(『改造 臨時増刊号10号』、1953年) 48頁。
- (51) ジョルジョ・アガンベン『ホモ・サケル』(以文社、1995年) および『アウシュビッツの残り物』(月曜社、1998年)。
- (52) このような「例外状態」が、グアタナモ収容所の捕虜虐待に見られるような、9.11以降のアメリカの帝国主義において顕著であるとアガンベンは指摘する。このようなアガンベンの理解に批判がないわけではない。たとえば『現代思想』2006年6月号の「特集 アガンベン—剥き出しの生」を参照。
- (53) 前掲の桐谷多恵子による研究を参照。
- (54) 大田洋子『大田洋子集 第三巻』(三一書房、1982年) 52頁。
- (55) 同上、66頁。

参考文献

一次史料

- 大田洋子『大田洋子集』三一書房、1982年
長田新「原爆をつくる人こわす人」『改造 臨時増刊号10号』、1953年
長田新編『原爆の子』岩波文庫、1951年
吉川清『「原爆一号」と呼ばれて』筑摩書房、1981年
『国際建築』美術出版社
戦災復興事業誌編集研究会『戦災復興事業誌』広島市、1995年
丹下健三『人間と建築』彰国社、1970年
『中国新聞』中国新聞社
中国新聞社編『炎の日から20年』未来社、1966年
中国地方整備局企画部『ゼロからの復興：平和都市ヒロシマのまちづくりについて～銀山匡助氏講演関係資料集～』、2003年
寺光忠『ヒロシマ平和都市法』中国新聞社、1949年
中沢啓治『「ヒロシマ」の空白 中沢家始末記』日本図書センター、1987年
『建築雑誌』日本建築学会
広島市『平和記念施設保存・整備方針（平成18年（2006年）3月策定）』、2006年
→ <http://www.city.hiroshima.jp/www/contents/1144650095908/>（2009年3月13日取得）
広島市編『広島新史』広島市役所、1983年
広島市議会『広島市議会史 議事資料編Ⅱ』、1988年
広島都市生活研究会編『広島被爆40周年 都市の復興』広島市企画調整局文化担当、1985年

二次史料

- Agamben, Giorgio, *Homo sacer. Il potere sovrano e la nuda vita*. Torino: Einaudi, 1995 = ジョルジョ・アガンベン、高桑和巳（訳）『ホモ・サケル：主権の権力と剥き出しの生』以文社、1995年
Agamben, Giorgio, *Quel chereasta di Auschwitz: L'archivio e il testimone (Homo sacer III)*, Torino: Bollati Boringhieri, 1998. = ジョルジョ・アガンベン、上村忠男・廣石正和（訳）『アウシュビッツの残り物 — アルシーヴと証人』月曜社、1998年
飯島洋一『王の身体都市』青土社、1996年
石丸紀興「広島 of 戦災復興における達成」『都市問題』、2005年8月号
石丸紀興「広島平和記念都市の制定過程とその特質」『広島市公文書館紀要』、1988年
石丸紀興「広島平和記念都市建設法の成立過程とそれに関わる新聞報道内容についての考察」『広島市公文書館紀要』、1999年
石丸紀興「「広島平和記念都市建設法」の法案とその形成過程に関する考察」『吉備地方史研究』、1987年

- 井上章一『アート・キッチュ・ジャパネスク』青土社、1987年
- 宇吹暁『平和記念式典の歩み』財団法人広島平和文化センター 1992年
- Ockman, Joan(ed), *Out of Ground Zero: Case Studies in Urban Reinvention*, New York: Prestel Verlag, 2002. = ジョアン・オクマン (編)、鈴木博之 (監訳) 『グラウンド・ゼロから—災害都市再創造のケーススタディ』鹿島出版会、2008年
- 桐谷多恵子「戦後広島市の「復興」と被爆者の視点」『法政大学国際文化学部 異文化7』、2006年
- 桐谷多恵子「戦後広島“復興”における青年運動に関する覚え書き」『法政大学大学院紀要』、2007年
- 越沢明『復興計画』中公新書、2005年
- 鈴木博之『日本の〈地霊〉』講談社現代新書、1999年
- 丹下健三・藤森照信『丹下健三』新建築社、2003年
- 原武史『皇居前広場』光文社新書、2003年 (のちに『増補 皇居前広場』ちくま学芸文庫、2007年)
- 布野修司『布野修司建築論集 第三巻』彰国社、1998年
- Braw, Monica, *The Atomic Bomb suppressed: American Censors in Japan 1945-1949*, Malmö, Sweden: Liber International, 1986. = モニカ・ブラウ、立花誠逸 (訳) 『検閲1945-1949 禁じられた原爆報道』時事通信社、1988年
- 八束はじめ『思想としての日本近代建築』岩波書店、2005年

謝辞

本稿は、2008年6月に開かれたASCJ2008でのパネルセッション「Local History Reconstructed: With the Case Studies of Japanese History」での口頭発表に、大幅な加筆修正を加えたものである。パネル発表者および参加者の方々、とくに発表の機会をくださったパネルオーガナイザーの飯田市歴史研究所研究員、鬼塚博氏に深謝したい。史料調査にあたっては、ICU2007年度COE大学院生研究奨励金の補助を受けた。最後に、本稿にコメントを下さった高澤紀恵先生、ジョン・マーハ先生、リチャード・ウィルソン先生、M.ウィリアム・ステイール先生に感謝を述べたい。

Hiroshima reconstructed, even though Locality was sacrificed

KISHI, Yu

This article focuses on Hiroshima Peace Memorial Park (HPP) in Post-War, from 1945 to 1950s. During that time, there was a gap in attitudes toward the reconstruction of the city between the Hiroshima city government and people living in Hiroshima. Simply put, although Hiroshima was converted into a peace city, Hiroshima's reconstruction usurped space that had once been home to Hiroshima citizens. One hand, Hiroshima was completely changed by A-bomb. However, on the other hand, Hiroshima continued from wartime period. And these features bring in ideological and political twist.

The modern History of Hiroshima, especially after 1945, is not local history only but also connects with globalized social activity such as anti-nuclear movement. In 1996, the A-Bomb Dome was designated UNESCO world heritage site. In 2006, the Hiroshima Peace Memorial Museum was designated by the Agency of Cultural Affairs as an Important Cultural Property (Juyo Bunka Zai): the first case of post-war building. HPP was also designated as 'famous place' (Meishou).

The location of HPP was once the city's busiest downtown commercial and residential district called Nakajima Area. So this park was built on the open area created by the explosion.

One vista, so called 'Peace line' (Heiwa no Jikusen) strongly characterize this park. When we stand before it, the A-bomb dome comes up into the cenotaph. Although the A-Bomb dome is outside of the park, it is symbolic center. HPP was designed by Tange Kenzo. As many researchers have pointed outs, this plan has

common features with his wartime design.

HPP preserves the tragic memory of A-Bomb. However, Hiroshima as a Local City was hidden by the name of Peace Memorial City. Two photographs of the cenotaph reveal to us that people lived in HPP in the 1950s. In the 1940s and 50s, there was strong resistance from the people of Nakajima. The complete removal of houses did not take place until 1959. However, this project instilled a sense of distrust among the People.

HPP represents the double suppression of locality. Firstly, the construction of a large park in the center of Hiroshima city has suppressed the history or memory of the old Nakajima area in prewar time. Due to the explosion, the once bustling commercial and residential area became an open area on which to build the large park. Secondly, Hiroshima made the residents of the Nakajima move to other places. This was forcible eviction. During 10 years from the end of the war, Hiroshima adopted a preference for city reconstruction instead of personal reconstruction, that is, livelihood support and medical support for A-bomb victims.

On the one surface, Hiroshima Peace Memorial Park presents a clear picture of the tragedy of a nuclear damaged city. On the other surface, this picture reveals a 'negative', albeit difficult to see.